

# 教職員人事権の移譲についての 府教委の考え方(案)

教職員室教職員人事課

平成22年6月24日

1

# 1 県費負担教職員制度の現状と課題

## (1) 制度の現状

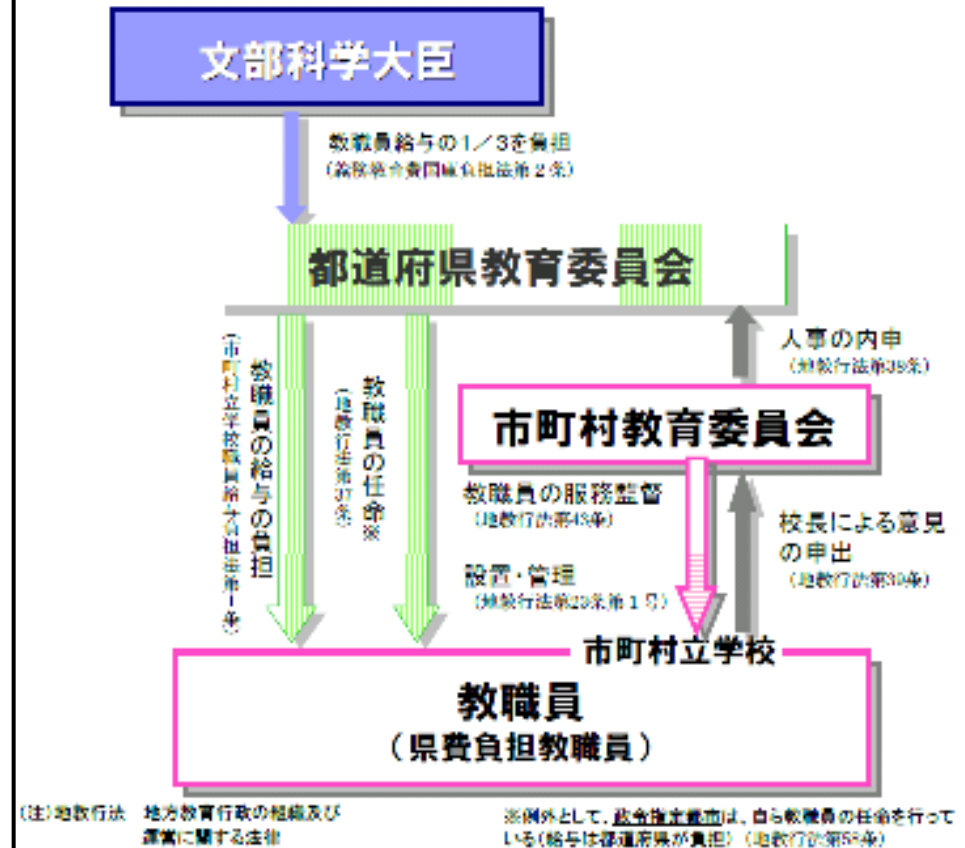
市町村立小中学校等の教職員(県費負担教職員)は市町村教育委員会の職員であるが、その人事権(任命権)は都道府県教育委員会にあり、給与も都道府県が負担することになっている(地教行法第37条、給与負担法第1条)。

一方、人事権は都道府県教育委員会にあるが、任免は市町村教育委員会の内申をまっていなければならない、内申が同一市町村内の転任(異動)に係るものであるときは内申に基づき行う(地教行法第38条)。

また、市町村の職員であることから、服務監督の権限は市町村教育委員会に属するなど、県費負担教職員に対する権限は分有されている(地教行法第43条)。

なお、政令指定都市は法による特例として人事権を有している(地教行法第58条)。

## 県費負担教職員制度の概念図



(注)地教行法……地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
給与負担法……市町村立学校職員給与負担法

## (2) 制度の課題

市町村教育委員会への権限移譲については、これまで、中央教育審議会や地方分権推進委員会から様々な提言がなされている。

### 【平成17年10月 中央教育審議会答申】

- ・県費負担教職員は市区町村の職員でありながら、給与負担と人事権が都道府県にあるため、地域に根ざす意識を持ちにくくなっている。
- ・より教育現場に近いところに権限をおろすべきであることなどから、人事権についても義務教育の実施主体である市町村に移譲する方向が望ましい。
- ・人事権者と給与負担者はできる限り一致することが望ましい。

### 【平成20年5月 地方分権推進委員会「第1次勧告」】

- ・県費負担教職員の人事権と給与負担は都道府県となっており、市町村の職員でありながら、地域に根ざす意識を持ちにくくなっている。
- ・人事権について、広域での人事調整の仕組みにも留意した上で、市町村に移譲する方向で検討すべきである。
- ・人事権者と給与負担者が一致するように人事権移譲に伴う給与負担の在り方も適切に見直すべきである。

## 【県費負担教職員制度の趣旨】

(昭和31年6月30日 文部事務次官通達)

- ・市町村立小中学校等の教職員は市町村の職員であるが、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- ・身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。

## 2 権限移譲についての文部科学省の見解

### (1) 教職員人事権

教職員の適正配置と人事交流の円滑化等により、教育水準の維持向上を図るという県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない範囲において、条例による事務処理の特例制度を活用し、市町村が処理することとすることは可能である。

### (2) 定数決定権、学級編制基準の決定権、給与負担

定数決定権、学級編制基準の決定権については、教員配置の適正化、学級規模の適正化等は都道府県が果たすべき役割であり、市町村が処理することとすることはできないが、市町村教育委員会の希望を最大限尊重することにより、権限移譲と同様の運用を行うことが可能。

給与負担については、条例による事務処理の特例制度の対象となるのは、都道府県教育委員会の権限に属する事務であることから、給与負担を市町村に負わせることはできない。

#### 〔条例による事務処理の特例〕

##### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

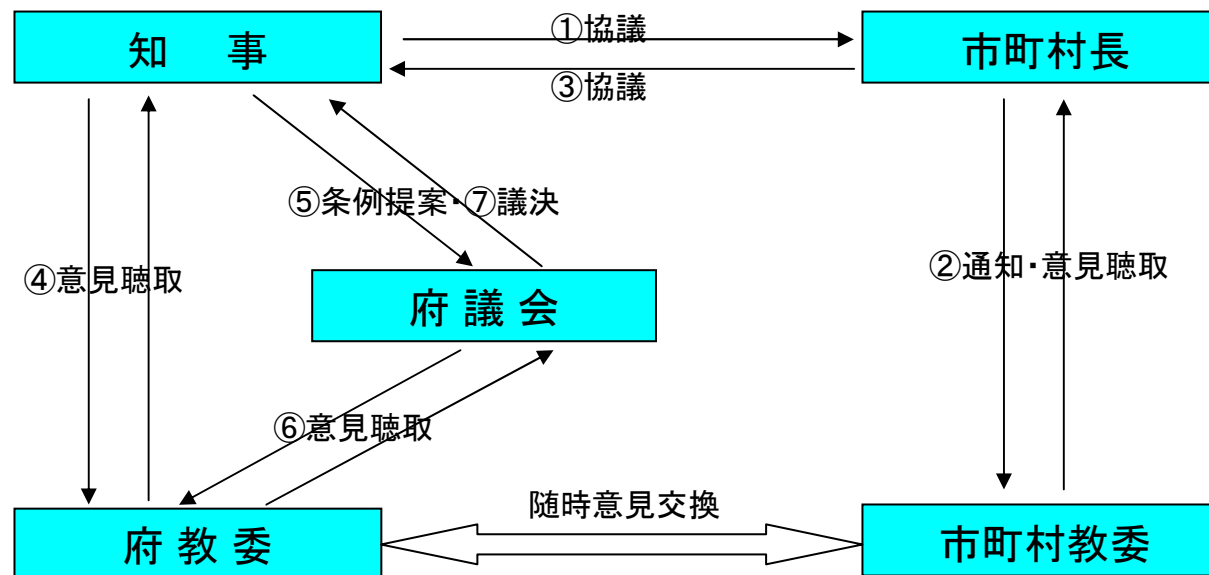
第55条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

### 3 特例条例の制定手続き

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づき、府教委の権限である人事権を特例条例により市町村が処理することとする手続きは次のとおり。

なお、府教委には、条例の制定にあたり知事及び議会から意見聴取がある。

- ①知事が市町村長に協議する。(地教行法55条2項)
- ②市町村長は協議があったことを市町村教委に通知し、市町村教委は市町村長に意見を述べる。(地教行法55条3項)
- ③市町村長は市町村教委の意見を踏まえて知事と協議する。(地教行法55条3項)
- ④知事は条例の制定について府教委の意見を聴く。(地教行法29条)
- ⑤知事は議会に条例案を提案する。(自治法149条1号)
- ⑥府議会は条例制定の議決をする前に府教委の意見を聴く。(地教行法55条4項)
- ⑦府議会は条例制定を議決する。(自治法96条1項1号)



#### 4 人事権移譲についての府教委の考え方(案)

移譲を要望する市町村に対し、教育水準の維持向上を図るという県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない条件を付して、義務教育における権限と責任を明確にする観点から移譲を進めていく。

義務教育の実施主体である市町村に教職員人事権を移譲することにより、地域の実情に応じた教育の推進など、市町村教育委員会の主体的な取り組みを促進する。

#### 5 人事権移譲にあたっての条件(案)

##### (1)ブロック単位での協議機関の設置

人事権は各市町村へ個別に移譲することになるが、小規模市町村では教員採用への支障、人事異動の硬直化等を招く恐れがあるため、ブロック単位(旧教育事務所)で協議機関を設置することを条件とする。

##### ○ブロック単位(旧教育事務所)とする考え方

- ・人事異動の硬直化等を招かない規模を確保。
- ・これまでの経緯から各市町村の結びつきが強い。

##### ■参考データ(H21学校基本調査等)

○鳥取県	教職員数:4,715人 児童生徒数:48,990人 人口:598千人
○島根県	教職員数:6,141人 児童生徒数:58,588人 人口:727千人

##### ■地区別の教職員数・児童生徒数・人口(H21年)

地区名	教職員数	児童生徒数	人口(千人)
豊能	3,082	52,196	653
三島	5,285	91,808	1,085
北河内	5,792	102,386	1,182
中河内	4,035	71,060	828
南河内	3,255	56,211	641
泉北	1,822	33,594	337
泉南	3,189	55,583	588

※詳細は12ページ参照。

## (2)ブロック単位で教員採用、管理職選考(校長・教頭)、教員研修(法定)を共同実施

小規模な市町村では支障が出る恐れがある次の事務を協議機関で共同で行うことを条件とする。

- ① 教員採用……透明・公正な選考、受験者の確保、応募者の偏り防止
- ② 管理職選考……透明・公正な選考、幅広い人材確保
- ③ 教員研修(法定)……効率的かつ効果的な実施

### ■新規採用教員の配置が少ない市町村(H22年度)

市町村名	配置数
千早赤阪村	1
田尻町・岬町	2
太子町	3
能勢町・豊能町・熊取町	5

## (3)人事権に関する事務の一括受入れ

人事権に関する事務は相互に密接に関連しており、採用、任免、給与の決定、懲戒等の全ての事務を一括で受け入れることを条件とする。

※事務の内容は13ページ参照。

## 6 権限移譲後の人事等について

### (1) 教職員の身分取扱い

特例条例による人事権移譲は、任命権に係る事務の実施主体を府から市町村へ変更するものであって、教職員の身分に変動を及ぼすものではないことから、当該市町村の教職員は、引き続き当該市町村の教職員となる(新たな発令を要しない)。

また、特例条例施行の際に府教委が当該市町村の教職員に対して行った任免、給与の決定、休職又は懲戒の処分で現に効力を有するものは、条例施行以後においては、当該市町村教委が行った処分とみなされる。

### (2) 管理職人事(校長・教頭)

管理職人事は当該市町村からの任用を基本とするが、ブロックの協議機関において広域調整を行う。

### (3) 一般教職員人事

当該市町村の教職員は引き続き当該市町村の教職員となるが、ブロックの協議機関において広域調整を行うとともに、人事権移譲前に大阪府公立学校教員として採用された教職員を対象として、ブロックの内外を問わず、一定期間、広域調整を行う。



## 7 市町村教委への支援方策

### (1) 人的支援

#### ① 研修生の受入れ

市町村教委からの申し出に応じ、移譲事務の処理に必要な知識等の習得のため研修生を受け入れる。

#### ② 職員の派遣

市町村教委からの要請に応じ、一定期間、府教委職員を市町村教委に派遣することを検討する。

### (2) 財政的支援

事務移譲交付金の算定基礎となる業務量等について、現在、総務部市町村課と調整中。

### (3) その他の支援

#### ① 指導が不適切な教員への対応

府教育委員会が設置する「教員評価支援チーム」等が連携し、指導改善研修の実施を支援する。

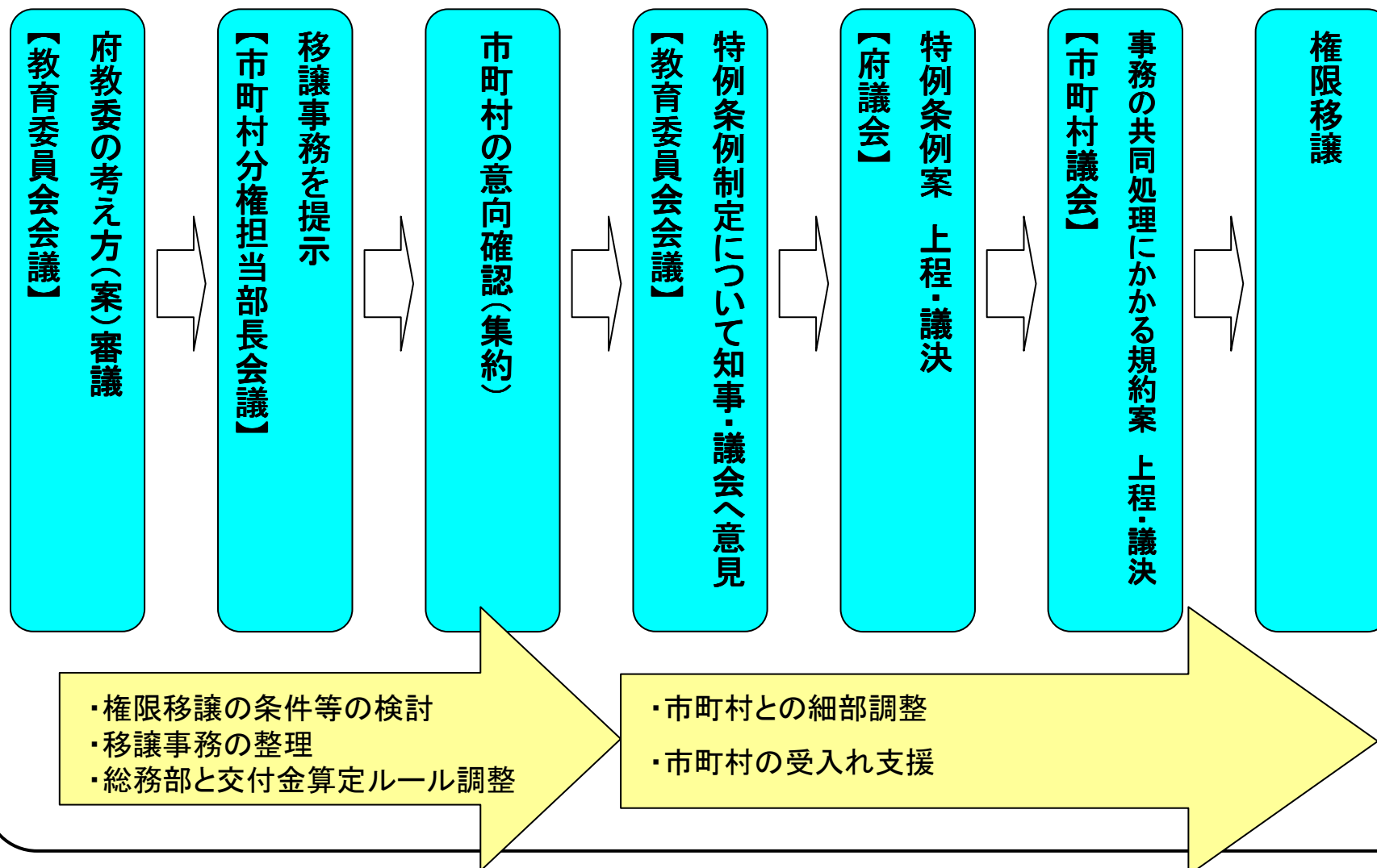
#### ② 教員採用選考等の共同実施

マンパワーやノウハウを必要とする教員採用選考等については、市町村教委からの申し出に応じ共同で実施する。

#### ③ マニュアルの提供等

事務処理に関するマニュアルの提供や事務引継ぎを行うとともに、移譲後も助言や相談に対応できる体制を構築する。

## 8 権限移譲の流れ



## 9 府内の市町村の動き

- 豊能地区
  - ・5/10 3市2町の首長が会議を開催し受入れを表明。
  - ・6/24(予定) 第1回PT(市町分権担当部局、市町教委、府分権担当部局)を開催予定。
- 三島地区
  - ・5/27 4市1町の首長が会議を開催。各教育委員会が連携し、現状把握と課題等の研究を進めていくことを確認。
- 北河内地区
  - ・具体的な動きなし。
- 中河内地区
  - ・5/10 柏原市教委が教育委員会会議で前向きに研究・検討することを申し合わせ。
  - ・5/22 八尾市教委が教育委員会会議で今後検討していくことを確認。
  - ・5/27 八尾市長が柏原市、東大阪市と一緒に頑張ると表明。(知事と首長の意見交換会)
  - ・6/17 東大阪市教委が教育委員会会議で事務局に慎重な対応を求める。
- 南河内地区
  - ・9市町村長が会議予定。
- 泉北地区
  - ・具体的な動きなし。
  - (・5/12 堺市長が定例記者会見で協力の意向を表明)
- 泉南地区
  - ・具体的な動きなし。

大阪府内公立小中学校教職員数等一覧

(単位:人)

市町村名等	小中学校数		児童生徒数	教職員数(H21.5.1現在)					合計
	小学校	中学校		校長	教員	事務職員	栄養職員		
能勢町	6	2	1,032	8	113	8	1	130	
豊能町	4	2	1,679	6	118	6	0	130	
豊中市	41	18	31,514	59	1,613	81	4	1,757	
豊能地区 池田市	11	5	7,855	16	429	19	1	465	
箕面市	13	7	10,116	19	558	22	1	600	
計	75	34	52,196	108	2,831	136	7	3,082	
豊本町	4	2	2,497	6	160	7	1	174	
吹田市	35	18	29,834	53	1,476	94	9	1,632	
高槻市	41	18	28,707	59	1,541	81	8	1,689	
茨木市	32	15	23,812	47	1,238	59	10	1,354	
摂津市	10	5	6,958	15	390	29	2	436	
計	122	58	91,808	180	4,805	270	30	5,285	
守口市	18	9	11,939	28	649	44	5	726	
枚方市	45	19	35,266	63	1,725	88	11	1,887	
寝屋川市	24	12	19,922	36	1,029	60	7	1,132	
大東市	15	8	11,247	23	605	38	5	671	
門真市	15	7	10,931	22	593	40	7	662	
四條畷市	7	4	5,534	11	285	13	2	311	
交野市	10	4	7,547	14	368	18	3	403	
計	134	63	102,386	197	5,254	301	40	5,792	
東大阪市	54	26	40,935	80	2,094	120	12	2,306	
八尾市	29	15	23,592	44	1,198	82	9	1,333	
相原市	10	6	6,533	16	356	23	1	396	
計	93	47	71,060	140	3,648	225	22	4,035	
太子町	2	1	1,544	3	80	3	0	86	
河南町	5	1	1,457	6	100	6	0	112	
千早赤阪村	2	1	406	3	38	3	0	44	
富田林市	16	8	10,868	24	581	31	4	640	
河内長野市	14	7	9,334	21	508	24	1	554	
松原市	15	7	11,312	22	595	35	3	655	
羽曳野市	14	6	10,643	20	532	26	3	581	
藤井寺市	7	3	5,643	10	280	11	1	302	
大阪狭山市	7	3	5,004	10	259	12	0	281	
計	82	37	56,211	119	2,973	151	12	3,255	
忠國町	2	1	1,700	3	87	3	2	95	
泉大津市	8	3	8,038	11	381	17	4	413	
和泉市	21	10	18,548	31	931	46	9	1,017	
高石市	7	3	5,308	10	272	12	3	297	
計	38	17	33,594	55	1,671	78	18	1,822	
熊取町	5	3	4,174	8	207	8	3	226	
田尻町	1	1	776	2	45	2	0	49	
岬町	3	1	1,359	4	87	4	0	95	
岸和田市	24	11	19,009	35	978	59	7	1,079	
貝塚市	10	5	8,902	15	459	24	3	501	
泉佐野市	13	5	9,485	18	481	21	1	521	
泉南市	11	4	6,530	15	343	19	1	378	
阪南市	11	5	5,348	16	306	17	1	340	
計	78	35	55,583	113	2,906	154	16	3,189	
合計	622	291	462,838	912	24,088	1,315	145	26,460	
大阪市	299	130	178,109	421	9,697	725	64	10,907	
堺市	94	43	69,573	137	3,521	194	28	3,880	
総計	1,015	464	710,520	1,470	37,306	2,234	237	41,247	

(単位:人)

市町村名等	人口 (21.3末)
能勢町	12,600
豊能町	23,631
豊中市	389,570
豊能地区 池田市	102,320
箕面市	125,515
計	653,636
豊本町	29,382
吹田市	347,896
高槻市	355,483
茨木市	269,573
摂津市	82,758
計	1,085,092
守口市	145,471
枚方市	406,253
寝屋川市	240,424
大東市	125,384
門真市	128,908
四條畷市	57,095
交野市	78,470
計	1,182,005
東大阪市	488,613
八尾市	265,518
相原市	73,892
計	828,023
太子町	14,415
河南町	16,613
千早赤阪村	6,411
富田林市	120,547
河内長野市	115,570
松原市	125,670
羽曳野市	118,780
藤井寺市	66,052
大阪狭山市	57,600
計	641,658
忠國町	17,690
泉大津市	76,813
和泉市	182,678
高石市	60,014
計	337,195
熊取町	44,419
田尻町	8,114
岬町	18,351
岸和田市	201,701
貝塚市	90,150
泉佐野市	102,103
泉南市	65,278
阪南市	58,252
計	588,368
合計	5,315,977
大阪市	2,525,153
堺市	835,492
総計	8,676,622

※1 学校数は分校は本校に含む。

※2 教職員数は定数内教職員のみ。(再任用を除く。)



## 教職員人事権関連事務

### ○主な事務

- 教職員採用に関する事務(教員、栄養職員、事務職員)
- 管理職(校長・教頭)任用に関する事務
- 教職員の研修に関する事務
- 教職員の懲戒・分限処分に関する事務
- 教職員(管理職・一般教職員)の人事異動に関する事務
- 首席・指導教諭の任用に関する事務
- 副主査・主査・主幹(事務職員)、栄養教諭の任用に関する事務
- 再任用教職員の選考・採用に関する事務
- 臨時的任用職員の配置に関する事務
- 非常勤特別嘱託員・非常勤若年特別嘱託員、非常勤講師等の任用に関する事務
- 新規採用教職員の初任給決定事務

### ○その他の事務

- 休職、休養、復職、退職に関する事務
- 公務災害・通勤災害補償申請の係る地方公務員災害補償基金への進達事務
- 指導改善研修に関する事務
- 「教職員の評価・育成システム」に関する研修事務
- 長期、短期自主研修に関する事務
- 兼務発令に関する事務
- 講師登録関係事務
- 看護師の講師登録及び雇用関連事務
- 大学院修学休業制度に関する事務
- 組合専従の許可に関する事務
- 叙勲・文部科学省表彰関連事務
- 在外教育施設派遣・青年海外協力隊派遣に係る事務
- 非常勤職員等の社会保険(雇用保険)に関する事務
- 高齢者部分休業制度・育児短時間勤務制度に関する事務
- 教職員の昇給・昇格による給与決定事務
- 臨時的任用職員の給与決定事務
- 任命権者が決定した給与関係情報等の府教委への報告